

9月29日(月)～10月10日(金)
搬入できません事業系粗大ごみ

市清掃センター

市清掃センターでは、粗大ごみ処理場の補修工事を行います。工事期間中は、事業にともなつて発生した粗大ごみの搬入はできません。ご協力をお願いします。

なお、一般家庭からの搬入と、有料個別収集は、工事期間中も通常通り受け付けます。

工事期間(搬入規制期間) 9月29日(月)～10月10日(金)

問い合わせ先 市清掃センター
施設課 ☎24-30879番、FAX24-28050番、市清掃センター管理課(有料個別収集受付) ☎22-2734番、FAX24-7787番

障害者雇用推進事業所表彰

市商工課

彦根市と彦根商工会議所・稲枝商工会では、社会における障害者雇用の理解を広め、障害者雇用の促進と就労の安定を図るため、障害者雇用に理解と熱意のある事業所を表彰します。
対象 彦根地域(彦根商工会議所および稲枝商工会の地区)の事業所で、次の4つの基準のいずれかに該当する事業

広告入り窓口封筒の無償提供者を募集します

彦根市では、市民の皆さんなど、来庁者が使用する窓口封筒を無償提供していただける事業者(無償提供者)を募集します。

事業者の条件 窓口封筒に広告を掲載する広告主を募集し、広告原稿の事前確認や広告主との調整を行うなど、広告掲載にかかる一連の業務を行い、市に窓口封筒を提供する事業者。

無償提供いただくもの

広告入り窓口封筒 来庁者が市民課や税務課などで交付を受けた各種証明書などを入れて持ち帰るための封筒

- ①規格および製作予定枚数
ア 角型2号(縦332mm×横240mm) 15,000枚
イ 角型6号(縦229mm×横162mm) 60,000枚
- ②広告掲載範囲 封筒の表面積および裏面積のそれぞれ3分の1
- ③掲載できる広告内容 広告主の業種、広告内容については、彦根市ホームページに掲載の「彦根市広告入り窓口封筒無償提供取扱要綱」および「彦根市無償提供窓口封筒広告掲載基準」を遵守してください。
- ④設置場所 市役所庁舎(市民課、保険年金課、税務課)、稲枝支所、各出張所
- ⑤設置期間 設置した日から1年間

募集期間 9月1日(月)～同16日(火)の8:30～17:15(土・日曜日と祝日を除く)

※郵送による場合は、募集期限の9月16日(火)の消印有効事業者の選定 提出書類を審査した上で、要綱や、その他別に定める要件に合致するかどうか公正に判断し、応募者が複数ある場合は、抽選により1事業者を選定します。

その他 応募についての詳しいことは、彦根市ホームページに掲載の募集要項、窓口封筒無償提供申込書などをご覧ください。

応募・問い合わせ先 市市民課(〒522-8501元町4-2) ☎30-6111、FAX22-1398

ふれあいのまち 差別のないまち
10月は同和問題啓発強調月間です

市人権政策課、市人権施策推進課

彦根市と滋賀県では、同和問題についての正しい理解と知識を深め、県民一人ひとりが部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けて主体的に行動できるよう、9月の同和問題啓発強調月間にあわせて啓発行事を行います。

人権啓発パネル展

日時 9月1日(月)～同5日(金)
午前8時30分～午後5時15分
(最終日は午後4時まで)
場所 市役所1階ロビー
内容 「は」とふるメッセ2007」入賞作品などの展示
問い合わせ先 市人権政策課 ☎30-6117

30-6115番、FAX22-1398番

じんけんフェスタしが2008

日時 9月6日(土) 午前10時～午後4時30分
場所 高島市民会館(高島市)ほか
内容 ▼シンポジウム(イデオロギンソンさん、安藤仁介さんほか) ▼ふれあいコンサート(紙ふうせん) ▼おしゃべりコンサート(こまのひとみさん) ▼パネル展 など
※オープニングセレモニー、シンポジウムには、手話通訳と要約筆記があります。
※託児あり(要事前申込)
問い合わせ先 市人権施策推進課 ☎077-5280353番、FAX077-5280485番

ご意見をおよせいただき
ありがとうございました

(仮称)
ふるさと彦根
応援寄附条例骨子案

意見の件数 6件
案の修正を行うもの 0件
案の修正は行わないが、運用において意見を反映させるもの 2件
案の修正を行わないもの 4件

問い合わせ先 市まちづくり推進室
☎30-6117、FAX22-1398

応援します 母子家庭・父子家庭

—ひとり親家庭の支援制度をご利用ください—

困ったときの相談	子育ての問題や悩みについて、家庭児童相談員が相談に応じます。また、ひとり親家庭について、子育て支援課の母子自立支援員や各地域のひとり親家庭福祉推進員が各種の相談に応じます。	市子ども青少年課、市子育て支援課 ☎23-9590、FAX26-1768 市家庭児童相談室 ☎23-7838
自立支援教育訓練補助金	母子家庭の人が、安定した就労のために、資格や技術取得などを目的とする教育訓練講座を受講したときに、受講料の一部を補助します。	
母子家庭高等技能訓練等補助金	安定した就労のために、看護師や保育士など、2年以上の修業を要する資格養成学校を受講した母子家庭の人に、修業期間の3分の2を経過した日以後、残りの修業期間(12か月以内)に訓練促進費を、訓練終了後に終了一時金を支給します。	
母子・寡婦福祉資金の貸し付け	母子家庭と寡婦家庭の子が、高校や大学などに進学したときの就学支度資金や、修学資金、転宅資金などを貸し付けます。	市子育て支援課 ☎23-9590、FAX26-1768
児童扶養手当の支給	離婚や死別などの理由で父親と生計をともにしていないときに、児童扶養手当を支給します。	
保育などで手助けが欲しいとき	一時的な家事援助や保育サービスが必要なとき、家庭生活支援員を派遣します。	
子育て支援事業利用の助成	保護者の病気や急な用事などで、社会福祉法人やNPOが実施する「子育て支援事業」を利用したときに、利用料の一部を助成します。	
医療助成制度	医療機関を受診したときの医療費を助成します。	市保険年金課 ☎30-6136、FAX22-1398
高等学校に修学するとき	県立高校に在籍する生徒の修学を援助するため、授業料を免除する制度があります。	各県立高校
税の軽減	扶養親族などがある人は、所得税や住民税で寡婦(寡夫)控除が受けられることがあります。	市税務課 ☎30-6140、FAX22-1398

※それぞれの支援には、所得制限や適用要件があります。詳しくは、それぞれの担当窓口へお問い合わせください。

所。ただし、重度障害者多数雇用事業所や指定障害福祉サービス事業所などは除きます。また、障害者の法定雇用率の対象となる事業所においては、法定雇用率を達成していなくてはなりません。
①障害者雇用に理解と熱意があり、積極的に障害者雇用を推進していること
②職場実習や委託訓練等を積極的に受け入れるなど、障害者雇用施策に協力していること
③きめ細やかな職務配置、職場改善などを行い、職場定着に

積極的に努力していること
④その他、特に障害者雇用および障害者の福祉に貢献していること認められること
応募方法 障害者雇用に関わる団体の長による推薦、または事業所による自薦応募とします。市商工課、彦根商工会議所(中央町)、稲枝商工会(稲部町)にある、推薦調書・応募用紙を、市商工課に提出してください。推薦調書・応募用紙は、彦根市ホームページからもダウンロードできます。

応募締切日 9月30日(火)

第4回外国籍市民施策懇談会

市市民交流課

「外国籍市民施策懇談会」は、だれもが安心して暮らせる地域社会づくりをめざして外国籍市民をとりまくさまざまな

問題について話し合う場です。第4回会議を次のとおり開催します。
日時 9月13日(土) 午前9時30分～同11時30分
場所 市民会館2階会議室
※今回は、教育分野を中心に話し合う予定です。
※会議は自由に傍聴していただくことができます。
※これまでの会議の経過などについては、彦根市ホームページをご覧ください。
問い合わせ先 市市民交流課
☎30-6113番、FAX22-1398番